家庭における地震対策
〝地震への備え〟をしていますか

日本は、全体が環太平洋地震帯に位置しています。このため、いつ大きな地震に見舞われてもおかしくない、いわば“地震多発国”です。

昨年暮れの『三陸はるか沖地震』に引き続き、1月17日には戦後最悪の被害をもたらした『阪神大震災』が発生しました。この地震で亡くなった方は5千人を超え、高速道路や鉄道が寸断され、今なお多くの人が避難所での生活を余儀なくされています。

地震は、集中豪雨や台風などの自然災害とは違い、突然襲ってきます。このため、多くの場合、前もって予報や注意報、警報などを発令することができません。

では、私たちはどうすれば突然起きる地震の被害を、最小限にくいとめることができるのでしょうか。

それはふだんから地震に対する備えを一人ひとりがもつことです。いざというときに慌てず、冷静に行動すること――これが地震に対する最大の防災対策なのです。

『阪神大震災』の大惨事は他人事ではありません。皆さんも、地震が起きたときにどう対処すればいいのか、ふだんから家族で話し合ってください。こうした心構えが、地震の被害を最小限に抑えるのです。

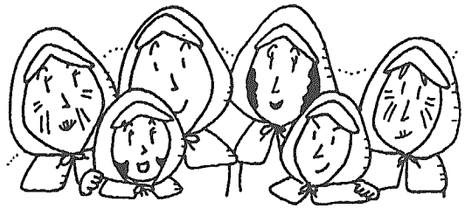

わが家の地震対策

火を使う器具の点検や整備はこまめに

地震の揺れとともに恐ろしいのが、火災などの2次災害です。火災を起こさないためにも、対震自動消火装置や倒れたときに燃料漏れが起きない装置のついたストーブなどを使っています。しかし、いざというときに正常に作動しなければ意味がありません。そのため、ふだんから点検を怠らないようにします。

消火の備えをしよう

万一、火が出てしまったことを考えて、消火器や三角バケツなどをすぐ使える場所に用意してあります。初期消火が被害を最小限にくい止めるポイントです。

住まいの安全チェック

大きな地震になると、タンスや食器棚、あるいはプロパンガスのボンベなど、倒れる恐れのあるものがたくさんあります。これらの物が倒れると、出入口をふさいだり、人を押しつぶしてしまったりする場合もあります。このようなことが起きないように、金具やテープなどでしっかり壁に固定しています。

また、ブロック塀も倒れないように補強をしてあります。

みんなで協力しよう

大きな地震が起きたときは、一人の力ではどうしようもないことがあります。近所の人たちがお互いに協力し、助け合うことができるように、ふだんからコミュニケーションをとっています。

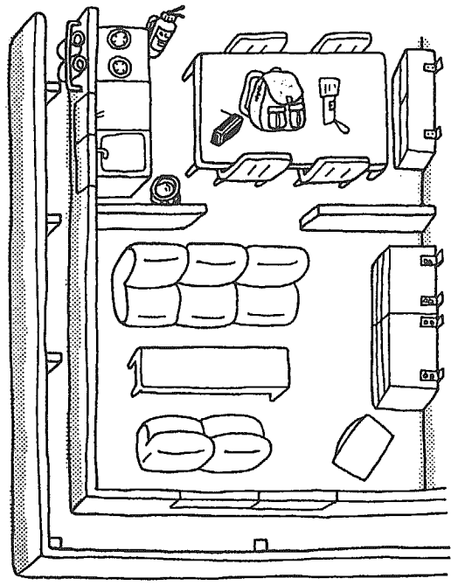

非常持ち出し品を備えておこう

飲料水や食料、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯など、いつでも持ち出せるように準備しています。

避難路や避難場所の確認

ぼくは学校、お父さんは会社、お母さんは買い物というように、家族がばらばらのときがあります。このようなときのために、あらかじめ集合場所を決め、いつでも家族が集合できるようにしています。

また、広域避難場所や避難路などを実際に歩いて確認しています。

～家庭で開く防災会議～

家庭で防災について話し合うポイントは、いざというとき、一人ひとりがどういう行動をとるかということです。地震のときに、慌てず効率よく防災に当たるためにとても重要なことです。例えば、「お父さんは火の始末、お母さんは非常用持ち出し袋」など、それぞれの役割分担を決めておくことです。

また、身の安全を守る方法や危険な行為、危険な場所、あるいは家族の集合場所や連絡方法などについても話し合ってください。こうした話し合いを重ねることが、いざというときの行動に大きくかかわってくるのです。

“頑張って”と寄せられた義援金が4,174,212円
――日赤岩室村分区――

日赤岩室村分区では、兵庫県南部地震災害義援金の受け付けを地震の起きた翌日から行ってまいりましたが、二月十五日までに四百十七万四千二百十二円の義援金が寄せられました。

「少しですが、お役にたてれば…」「頑張ってください。」「娘や多くの親戚が向こうに居ります。」「息子が神戸の長田区にいますが、頑張るようにと言ってやりました。」などの声援と一緒に、多くの善意が寄せられました。皆さんの善意は、日赤新潟県支部を通じて被災者の皆さんに届けさせていただきました。区長さんをはじめ、ご協力いただきました皆さんどうもありがとうございました。

引き続き義援金の受け付けを行っておりますので、よろしくご協力をお願いします。義援金についてのお問い合わせは……

■日赤岩室村分区
役場住民福祉課内
☎82―四一一一（内線一一三）

加入しませんか……〝地震保険〟

「地震で家が壊れてしまった。でも火災保険に入っているから大丈夫」――なんて考えていたら大間違い。今回の阪神大震災でも問題になっていますが、一般の保険では地震による住宅や家財の損害が補償されません。

建物の倒壊だけでなく、地震が原因で発生した火災（ストーブが地震の揺れで倒れて出火した場合など）による損害も、火災保険では補償の対象にならないのです。

では、どうすればあなたの大切な財産を地震から守ることができるのでしょうか。そんなとき役に立つのが『地震保険』です。

▼国が再保険者ですから安心です

地震保険は、地震はもちろん、噴火や津波が原因で起きた火災や損壊、埋没、流失などの損害についても補償してくれる、頼りがいのある保険です。

この保険の一番の特徴は、国が再保険者になっていること。仮に大きな地震が発生して甚大な被害が出た場合には、国が再保険者として一定の負担限度額まで保障してくれるので安心です。

▼保険料は地域によって異なります

それでは、地震保険の内容を簡単に説明しましょう。

保険の対象となるのは、居住用の建物と家財（ただし、自動車や一個または一組の価額が三十万円を超える貴金属は除く）で、保険料は建物の構造（鉄筋、木造など）や地域によって異なります。また、保証金の最高限度額は、建物で一千万円、家財で五百万円です。なお、地震保険は単独での契約はできません。火災保険とセットでお申し込みください。

詳しくは、損害保険会社やその代理店、または、㈳日本損害保険協会（〒101東京都千代田区神田淡路町二―九 ☎03―3255―1211）までお問い合わせください